

## 自治医大卒医師を対象としたキャリア形成プログラムの策定について

- 医療法の改正（平成 30 年）により県は、主として地域卒医師と自治医大卒医師を対象に、地域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的にキャリア形成プログラムを策定することが必要。
- 自治医大卒者については、国の運用指針において、適用対象者を令和元年度以降に同大学に入学した者に限るとされており令和 6 年度卒者からの適用が必要。

### キャリア形成プログラムの概要

#### 1 対象者

自治医科大学を卒業した医師

#### 2 配置モデル

| 1年目      | 2年目 | 3年目     | 4年目 | 5年目  | 6年目 | 7年目            | 8年目     | 9年目 | 10年目 |
|----------|-----|---------|-----|------|-----|----------------|---------|-----|------|
| 臨床研修     |     | へき地勤務   |     | 専門研修 |     |                | へき地勤務   |     | 義務終了 |
| 山梨県立中央病院 |     | 指定公立病院等 |     | 基幹施設 |     | 連携施設<br>(指定公立) | 指定公立病院等 |     |      |

#### 3 臨床研修

マッチングには参加せず、山梨県立中央病院にて臨床研修を行う。

#### 4 指定公立病院等

- ①北杜市立塩川病院、②山梨市立牧丘病院、③一部事務組合立飯富病院
- ④公益財団法人身延山病院、⑤都留市立病院、⑥上野原市立病院

#### 5 専門医資格の取得

研修は、原則医師 5 年目以降で、履修可能なプログラムは、基幹施設が山梨県内にある研修プログラムに限る。研修期間のうち、2 年間を超える期間については、義務年限から除外する（ただし連携施設となっている、へき地等の指定公立病院等に勤務した場合は、義務年限に含む。）。特に地域医療と関連が深い内科、整形外科、救急科、総合診療科の履修を推奨する。

#### 6 身分

臨床研修の期間については県の職員とし、その他の期間については研修先医療機関又は指定公立病院等の職員とする。

#### 7 配置調整

対象者の配置調整は、県と自治医科大学学外卒後指導委員が対象者、医療機関の意向等を勘案した配置案を作成し、山梨県自治医科大学卒業医師勤務体制検討委員会での意見聴取を経て、知事が決定する。

山梨県自治医科大学卒業医師  
キャリア形成プログラム  
(案)

令和 6 年〇月

山梨県福祉保健部医務課

## 1 趣旨

キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいう。

本プログラムは、自治医科大学を卒業した医師を対象とし、適用する。

## 2 用語の定義

### （1）義務年限

自治医科大学修学資金貸与規程第 7 条第 1 項の規程に基づき修学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間をいう。

### （2）臨床研修

医師法（昭和 33 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。

## 3 自治医科大学医学部修学資金貸与制度

修学資金貸与制度とは、「自治医科大学医学部修学資金貸与規程」に基づき、入学者全員に必ず学生納付金相当額及び入学時学業準備費を貸与するもの。

### < 修学資金の種類及び額 >

|          | 入学（1年次）    | 2～6年次（各学年） | 合計（6年間）     |
|----------|------------|------------|-------------|
| 入学料      | 1,000,000円 | －          | 1,000,000円  |
| 授業料      | 1,800,000円 | 1,800,000円 | 10,800,000円 |
| 実験実習費    | 500,000円   | 500,000円   | 3,000,000円  |
| 施設設備費    | 1,300,000円 | 1,300,000円 | 7,800,000円  |
| 入学時学業準備費 | 400,000円   | －          | 400,000円    |
| 合計       | 5,000,000円 | 3,600,000円 | 23,000,000円 |

### < 返済免除要件 >

大学を卒業後、直ちに、自治医科大学が山梨県の知事の意見を聴いて指定する公立病院等に医師として勤務し、その勤務期間が義務年限に達した場合（その勤務期間の 2 分の 1 の期間は、知事が指定するべき地等の指定公立病院等に勤務するものとする。）に返還が免除される。

## 4 キャリア形成プログラム

### (1) 配置の基本的な考え方

各地域の医師不足の状況等を踏まえ、へき地等の指定公立病院等での勤務を基本としつつ、各医師のキャリア形成に関する意向についてもできる限り配慮し、配置の調整を行う。

### (2) 臨床研修

マッチングには参加せず、山梨県立中央病院にて臨床研修を行う。

### (3) へき地等の指定公立病院等

- ①北杜市立塩川病院
- ②山梨市立牧丘病院
- ③一部事務組合立飯富病院
- ④身延山病院
- ⑤都留市立病院
- ⑥上野原市立病院

※ 地域の状況を踏まえ、今後、追加となることがある。

### (4) 専門医資格の取得

新専門医制度の研修プログラムにおける基幹施設での研修は、原則医師5年目以降で、へき地等の指定公立病院等の医師の配置状況等を勘案し決定する。

研修期間は、一般社団法人日本専門医機構から研修プログラムに認定された期間を限度とし、履修可能なプログラムは基幹施設が山梨県内にある研修プログラムに限る。

研修期間のうち、2年間を超える期間については、義務年限から除外するが、その2年を超える期間において、連携施設となっている、へき地等の指定公立病院等に勤務した場合は、義務年限に含む。このことから、義務年限内の専門医の取得も可能となっている。

へき地等の指定公立病院等が研修プログラムの連携施設となっていることで、義務年限内の専門医の取得が可能な診療科は、内科、整形外科、救急科、総合診療科であり、当該診療科は特に地域医療と関連が深いことから履修を推奨するものである。

なお、選択した研修プログラムに関わらず、義務年限内における、へき地等の公立病院等の勤務については、内科又は整形外科を中心に、配置された病院が必要とする診療科にて勤務する。

## (5) 配置例

(義務年限を延長せずに専門医を取得する場合)

**内科)** 山梨県立中央病院内科専門研修プログラムの場合(研修期間: 3年)

| 1年目      | 2年目 | 3年目     | 4年目 | 5年目              | 6年目 | 7年目             | 8年目     | 9年目 | 10年目 |
|----------|-----|---------|-----|------------------|-----|-----------------|---------|-----|------|
| 臨床研修     |     | へき地勤務   |     | 専門研修             |     |                 | へき地勤務   |     | 義務終了 |
| 山梨県立中央病院 |     | 指定公立病院等 |     | 基幹施設<br>山梨県立中央病院 |     | 連携施設<br>(指定公立)※ | 指定公立病院等 |     |      |

※ プログラムの連携施設となっている、へき地等の指定公立病院等

・・・塩川病院、飯富病院、身延山病院、都留市立病院、上野原病院

**整形外科)** 山梨県立中央病院整形外科専門研修プログラムの場合(研修期間: 4年)

| 1年目      | 2年目 | 3年目     | 4年目 | 5年目              | 6年目 | 7年目                  | 8年目             | 9年目     | 10年目 |
|----------|-----|---------|-----|------------------|-----|----------------------|-----------------|---------|------|
| 臨床研修     |     | へき地勤務   |     | 専門研修             |     |                      | へき地勤務           |         | 義務終了 |
| 山梨県立中央病院 |     | 指定公立病院等 |     | 基幹施設<br>山梨県立中央病院 |     | 連携施設<br>山梨大学<br>附属病院 | 連携施設<br>(指定公立)※ | 指定公立病院等 |      |

※ プログラムの連携施設となっている、へき地等の指定公立病院等

・・・都留市立病院

**救急科)** 山梨県立中央病院救急科専門研修プログラムの場合(研修期間: 3年)

| 1年目      | 2年目 | 3年目     | 4年目 | 5年目              | 6年目 | 7年目              | 8年目     | 9年目 | 10年目 |
|----------|-----|---------|-----|------------------|-----|------------------|---------|-----|------|
| 臨床研修     |     | へき地勤務   |     | 専門研修             |     |                  | へき地勤務   |     | 義務終了 |
| 山梨県立中央病院 |     | 指定公立病院等 |     | 基幹施設<br>山梨県立中央病院 |     | 連携施設<br>(指定公立) 等 | 指定公立病院等 |     |      |

※ プログラムの連携施設となっている、へき地等の指定公立病院等

・・・塩川病院、牧丘病院、飯富病院、身延山病院、都留市立病院、上野原病院

**総合診療科)** 山梨県立中央病院総合診療科専門研修プログラムの場合(研修期間: 3年)

| 1年目      | 2年目 | 3年目     | 4年目 | 5年目              | 6年目 | 7年目             | 8年目     | 9年目 | 10年目 |
|----------|-----|---------|-----|------------------|-----|-----------------|---------|-----|------|
| 臨床研修     |     | へき地勤務   |     | 専門研修             |     |                 | へき地勤務   |     | 義務終了 |
| 山梨県立中央病院 |     | 指定公立病院等 |     | 基幹施設<br>山梨県立中央病院 |     | 連携施設<br>(指定公立)※ | 指定公立病院等 |     |      |

※ プログラムの連携施設となっている、へき地等の指定公立病院等

・・・塩川病院、牧丘病院、飯富病院、身延山病院、都留市立病院

※ 研修プログラムは、各基幹施設が定めるもので、今後変更となる可能性がある。

診療科の選択に当たっては、自治医科大学学外卒業指導委員への相談のほか、各プログラムの問い合わせ先に内容について確認を行うこと。

(義務年限を延長して専門医を取得する場合)

#### 眼科) 山梨大学眼科専門研修プログラム(研修期間: 4 年)

| 1年目      | 2年目 | 3年目     | 4年目 | 5年目                 | 6年目 | 7年目               | 8年目 | 9年目     | 10年目 | 11年目 | 12年目 |
|----------|-----|---------|-----|---------------------|-----|-------------------|-----|---------|------|------|------|
| 臨床研修     |     | へき地勤務   |     | 専門研修                |     |                   |     | へき地勤務   |      |      | 義務修了 |
| 山梨県立中央病院 |     | 指定公立病院等 |     | 基幹施設<br>山梨大学医学部附属病院 |     | 連携施設※<br>(指定公立以外) |     | 指定公立病院等 |      |      |      |

※ プログラムの連携施設は、国立甲府病院、山梨県立中央病院、市立甲府病院、韮崎市立病院、甲府共立病院

#### 耳鼻咽喉科) 山梨大学医学部附属病院耳鼻咽喉科専門研修プログラム(研修期間: 4 年)

| 1年目      | 2年目 | 3年目     | 4年目 | 5年目                 | 6年目 | 7年目               | 8年目 | 9年目     | 10年目 | 11年目 | 12年目 |
|----------|-----|---------|-----|---------------------|-----|-------------------|-----|---------|------|------|------|
| 臨床研修     |     | へき地勤務   |     | 専門研修                |     |                   |     | へき地勤務   |      |      | 義務終了 |
| 山梨県立中央病院 |     | 指定公立病院等 |     | 基幹施設<br>山梨大学医学部附属病院 |     | 連携施設※<br>(指定公立以外) |     | 指定公立病院等 |      |      |      |

※ プログラムの連携施設は、山梨県立中央病院、市立甲府病院、富士吉田市立病院

#### 精神科) 山梨県立北病院精神科研修プログラム(研修期間: 3 年)

| 1年目      | 2年目 | 3年目     | 4年目 | 5年目             | 6年目 | 7年目              | 8年目     | 9年目 | 10年目 | 11年目 |
|----------|-----|---------|-----|-----------------|-----|------------------|---------|-----|------|------|
| 臨床研修     |     | へき地勤務   |     | 専門研修            |     |                  | へき地勤務   |     |      | 義務終了 |
| 山梨県立中央病院 |     | 指定公立病院等 |     | 基幹施設<br>山梨県立北病院 |     | 連携施設<br>(指定公立以外) | 指定公立病院等 |     |      |      |

※ プログラムの連携施設は、山梨県立中央病院、甲府共立病院、山梨大学医学部附属病院

### (6) その他の研修

へき地等の指定公立病院等に勤務する期間中、当該病院の開設者又は管理者の承諾を得た上で、週1回、山梨県内の医療機関で研修を受けることができる。

### (7) 配置調整

対象者の配置調整は、県と自治医科大学学外卒後指導委員が対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置案を作成し、山梨県自治医科大学卒業医師勤務体制検討委員会での意見聴取を経て、知事が決定する。

### (8) 職員の身分

臨床研修の期間については、県の職員(一般職(医師))とする。

その他の期間については、研修先医療機関又は指定公立病院等の職員とする。

### (9) 育児休業について

育児休業を取得する場合は、育児休業の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数は義務年限外とする。ただし、産前産後休暇は、義務年限内とする。